

若者のみなさんへ

「おかしい  
と思ったなら  
まず相談！」

商品の買取を  
強要される！

これって  
ハラスメント  
じゃない？

片付けの時間の  
給料が  
もらえない！

面接で聞いた  
労働条件と  
違う！

代わりにバイトする  
人を見つけないと  
やめられない

忙しいと  
休憩時間が  
もらえない！



ひとりで悩まないで気軽にご相談ください！

お近くの労働基準監督署へ  
総合労働相談コーナー

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren\\_shisetsu/sougou\\_roudou\\_soudan/sougouroudouanna.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/sougou_roudou_soudan/sougouroudouanna.html)



平日夜間・土日祝の相談は  
労働条件相談ほっとライン  
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

相談無料 / Toll-free number

0120 0120-811-610

For concerns&questions about working conditions  
Labour Standards Advice Hotline  
Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

日本語



Multilingual



# 知っておきたい8つのポイント

- 働く時には、「どんな条件で働くのか」が、原則書面やメールで示されるので、必ず確認しましょう。  
示されなければ請求しましょう。  
(働く時間・休み・給料・仕事内容など)

- 給料は、毎月決まった日に、全額きちんと支払われます。  
※買いたくない物を会社から買わされる必要はありません。  
また、その代金を勝手に給料から引くこともできません。

- 給料は、1時間あたり1,140円(※)以上支払われます。  
(※)令和7年10月18日より愛知県最低賃金は1,140円/時間です。

- 働く時間は、原則として、休憩を除いて「1日8時間・週40時間」が上限です。  
※これを超えて働いた分には、残業代(割増賃金)がつきます。

- 条件を満たせば、有給休暇(給料が出る休み)を取れます。

- 仕事中にケガをしたら、労災保険が使えます。  
※治療費などを自分で払う必要はありません。

- 会社都合の自由な解雇はできません。

- 困ったときは、ひとりで抱え込まず「総合労働相談コーナー」に相談できます。 ※無料で相談できます。



アプリで学ぼう  
労働条件(RJ)パトロール!



確かめようアルバイトの労働条件  
| 厚生労働省

愛知労働局では、労働行政に関する情報や各種施策を、SNSで随時発信しております!  
ぜひチャンネル登録をお願いいたします!



◀ 愛知労働局公式X



◀ 愛知労働局公式YouTube